

石垣市職員倫理審査会 意見書

石垣市職員倫理条例第13条の規定に基づき、倫理条例に関する運用状況について慎重に審査を行いました。結果は次のとおりです。

審査会 日時 平成30年2月6日（火） 午後2時
場所 庁議室

1. 審査結果

石垣市職員倫理条例では、職員が遵守すべき職務にかかる倫理原則及び責務などが規定されており、贈与等の報告や届出が課せられる等職員倫理の確立に向けて施策がなされている。

石垣市職員倫理条例の運用状況については、職員への周知が図られており、条例及び規則に沿って適切に運用がなされているものと認める。

2. 審査会意見

職員の倫理規範に基づき、公正・公平な職務執行の確保を図ることが条例制定の趣旨である。そのためにも、条例、規則に基づいた報告等を行い、引き続き倫理意識を高めるため、次のことに取り組むよう要望する。

- ① 職員の服務規律の確保等については、引き続き周知の工夫を図り徹底すること。
- ② 市民への広報及び事業者、各団体についても引き続き周知を図ること。
- ③ 職員の交通法規の遵守及び飲酒運転防止については、引き続き周知徹底を図ること。

平成30年2月6日

石垣市職員倫理審査会

会長 宮 良 清 盛

委員 金 城 綾 子

委員 大 田 守 宣